

各所属所長 殿

公立学校共済組合鹿児島支部長  
(鹿児島県教育委員会教育長)

### 標準報酬月額の随時改定における年間平均による算定申立てについて（通知）

共済掛金の算出基礎となる標準報酬月額の随時改定においては、業務の性質上、定期昇給月以後の継続した3か月が繁忙期（又は閑散期）にあたり、通常の随時改定の方法では著しく不当であり、一定の要件を満たす場合は、年間報酬の月平均額により算定し、改定することができます。（平成30年10月以後の随時改定から適用）

この申立てについては、下記のとおりですので、貴所属所の組合員へ周知して下さるようお願いいたします。

### 記

#### 1 対象者

通常の随時改定の要件を満たし、次の(1)から(3)のいずれにも該当する場合で、年間平均による算定を希望する者。

- (1) 通常の随時改定による標準報酬月額と、年間平均による標準報酬月額との間に2等級以上の差があること。
- (2) 通常の随時改定による標準報酬月額と、年間平均による標準報酬月額に生じる差が、業務の性質上、例年発生することが見込まれること（※）。
- (3) 現在の標準報酬月額と、年間平均による標準報酬月額との間に1等級以上の差があること。

※ 定期昇給による固定的給与の変動に限られており、業務や職務の特性上、基本的に特定の3か月が繁忙期に当たるため、当該期間中の超過勤務手当等が他の期間と比べて多く支給されることなどを理由として例年季節的な報酬変動が起こることが想定される。

#### 2 年間平均による算定方法

昇給（降給）以後の継続した3か月の間に受けた固定的給与の月平均額に、昇給（降給）月前の継続した9か月と昇給（降給）月以後の継続した3か月の間に受けた非固定的給与の月平均額を加えた額を報酬月額として、標準報酬の改定をおこなう。

#### 3 申立方法等

次の表に掲げる公立学校共済組合関係申請書等用紙を、共済組合へ提出すること。

なお、用紙は当支部のホームページ（ホームページアドレス <http://www.kouritu.or.jp/kagoshima/>）からダウンロードして取得すること。用紙取得が困難な所属所については、別途送付するので共済組合へ連絡すること。

## 提出書類

整理番号	用紙名
56-8	標準報酬随時改定基礎届・保険者算定申立に係る例年の状況、報酬の比較及び組合員の同意等（随時改定用）
	年間報酬の平均で算定することの申立書（随時改定用）

### 【例】年間平均による算定で通常の随時改定より標準報酬月額が下がる場合

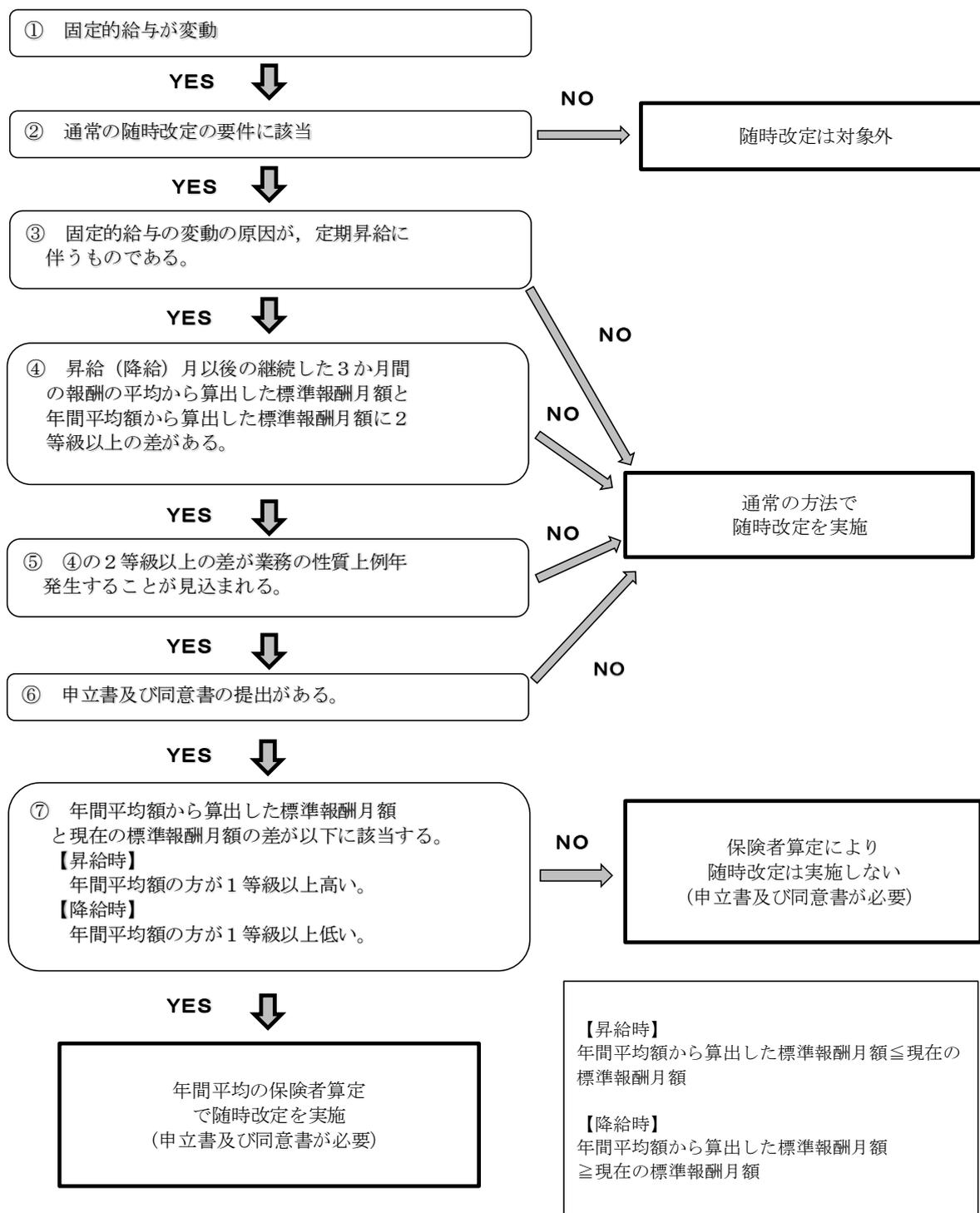
現在の 標準報酬	短期	標準報酬		厚年(上段)・退職等(下段)		昇給又は降給月以後の継続した3か月 (固定的給与)	合計額	737,100円	
		等級	月額	等級	月額				平均額
	15	24万円	16	24万円	昇給又は降給月前の継続した9か月 (非固定的給与)	合計額	46,053円 ア		
			15					①+②	昇給又は降給月以後の継続した3か月 (非固定的給与)
	18	30万円	19	30万円	昇給又は降給月前の継続した9か月及び 昇給又は降給月以後の継続した3か月 (非固定的給与)	合計額	190,563円 ア+イ		
			18	30万円				①+③	平均額
	年間平均		月平均額		昇給又は降給月以後の継続した3か月 (非固定的給与)	合計額	190,563円 ア+イ		
	短期		厚年(上段)・退職等(下段)					平均額	15,880円 ③
	等級	月額	等級	月額	①+②		昇給又は降給月前の継続した9か月及び 昇給又は降給月以後の継続した3か月 (非固定的給与)		
	16	26万円	17	26万円	①+③	平均額		15,880円 ③	
		16	26万円						

## 4 留意事項

年間平均による算定申立てに際しては、次の事項に留意すること。

- 年間平均の算定対象月については、報酬の支払基礎日数が17日未満の月又は報酬の一部が支給されない月（有給休職期間等）を除くこと。  
また、「昇給（降給）月以後の継続した3か月」以外に少なくとも1か月以上あることが必要。（組合員資格取得後、1年未満の者についても対象）
- 昇給（降給）月前の継続した9か月より前に支払うべきであった給与の遅配分を年間平均の標準報酬の算定対象月に受けた場合は、その遅配分に当たる報酬の額を除いて算定すること。  
また、昇給（降給）月前の継続した9か月までの間に支払われるべき報酬の一部が、昇給（降給）月から4か月目以降に支払われることになった場合は、本来支払われるべきであった月を除いて算定すること。
- 標準報酬月額は、掛金（保険料）の算定に用いられる一方で、傷病手当金などの短期給付や将来受給する年金額の算定にも用いられるため、年間平均による算定申立てにより標準報酬月額が下ると給付額も減少すること。

実施の判断の流れについて



問合せ及び提出先  
 〒890-8577  
 鹿児島市鴨池新町10番1号  
 公立学校共済組合鹿児島支部 福利係 担当 小村  
 電話 099-286-5217 FAX 099-286-5663

※ 県立学校における、本文書の文書管理表上の分類記号：  
 「B-7-2（共済組合）」